

JAMトピックス

「守ろう！外国人労働者のいのちと権利」集会

「育成就労」制度 ～現場の生の声を訴える～



出国前の契約と入国後の契約内容が異なるなどと現状を訴える
特定技能制度で働く外国人労働者たち（後段3人）

JAMは、5月14日に東京・参議院議員会館で日本労働組合総連合会などと共催で「守ろう！外国人労働者のいのちと権利—国会審議に向けた現場からの声—」集会を開催し、現場の生の声を国会議員16人含む約90人に訴えた。

外国人技能実習にかわる新制度「育成就労」を創設する関連法改正案などが4月16日、国会で審議入りした。今集会では、技能実習制度及び特定技能実習制度の実態や課題を訴え、両制度の適正化に繋がる国会審議を求めるため開催した。

外国人技能実習制度は、発展途上地域への人材育成を通じた“国際貢献”などが目的として作られた制度であるが、国外からの労働力確保のために利用されてきたのが実態である。

指宿昭一弁護士(外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表)は、「創設しようとしている育成就労制度は、奴隷労働の温床としてILOで指摘され、国際的にも問題視されてきた外国人技能実習制度の看板の架け替えに過ぎない」と訴え、転籍要件や送出国に支払う人材紹介手数料、監理支援機関等の法案の問題点を指摘した。

JAM組織グループ藤岡小百合局員と登壇した特定技能制度で働く外国人労働者たちは、「出国前に聞いていた契約と入国後の契約内容が異なる」などと現状を報告した(上写真)。

雇用契約書には①月給180,600円②労働時間9:30～18:30③所定労働時間週48時間、月192時間、年2304時間④口座振込となっていたが、実際は、①時給1,113円で手取額10万に満たず②③労働日がシフト制で月12～15日④給与手渡しで契約と内容が違う。また、残業代が不支給などのケースが語られた。

このままでは生活が苦しいので退職届を提出したところ、会社と登録支援機関から「入管に報告する、来日にかかった費用や家賃代を請求する」など脅しがあったことを報告した。

この集会は、技能実習生が過酷な労働実態を報告し、制度の問題点を指摘。毎年、2017年から連合、JAM、移住者と連帯する全国ネットワーク、日本労働弁護団、FWUBCなどで共催している。

※当初の集会名は、「守ろう！外国人技能実習生のいのちと権利」集会だったが、2018年から集会名称を変更している。